

ごみの適正な分別にご協力ください (容器包装プラスチックの出し方について)



市民の皆様へ

日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、富津市では、ご家庭から集積所に出された容器包装プラスチックを、委託業者にて収集・運搬し、中間処理施設にて選別作業を行いリサイクルに適した状態（ベール化）にしてから、再商品化事業者に引き渡しを行っております。

容器包装プラスチックの適正な分別について、多くの皆様にご協力いただいているところですが、中間処理施設にて、リサイクルに適した状態にするうえで、汚れが付着している容器包装プラスチック（中身が残っているものや水洗いしてもとれない汚れがあるもの）やザル、バケツ、容器、おもちゃ、ハンガーなど（プラスチック製でそのものが商品となっているもの）が混入している事例が確認されており、収集したもののうち2割ほどがリサイクルすることが出来ておりません。

つきましては、容器包装プラスチックの更なるリサイクル推進のため、分別方法を今一度ご確認いただき、ごみの適正な分別について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ごみの分別について、本件に関わらず不明な点等ございましたら、お手数をおかけしますが下記担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

1 容器包装プラスチックとは

商品を入れるものや包むもので、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となります。

(1) 対象となるもの

トレイ類、ボトル類、ポリ袋・ラップ類、チューブ類、カップ類、発泡スチロール類でプラマーク「♻️」が付いているものが対象となります。主な品目は裏面の表のとおりとなりますのでご参考としてください。

(2) 分別における注意点

必ず中身を取り除いて、水で洗い乾かしてからそのままの形で指定袋に入れ出してください。ただし、洗っても汚れがとれないものや、在宅医療用品のチューブやバッグ類はリサイクルすることが出来ませんので、プラマークが付いても「可燃ごみ」として出してください。

容器包装プラスチックの対象となる主な品目

品目	主なもの	品目	主なもの
トレイ類	<p>生鮮食料品・惣菜・弁当などのトレイ</p> 	チューブ類	<p>マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびのチューブなど</p> 
ボトル類	<p>シャンプー・洗剤・ソースなどの容器</p> 	カップ類	<p>プリン・カップ麺などの容器</p> 
ポリ袋・ラップ類	<p>レジ袋・お菓子の小包・食品や総菜を包むラップなど</p> 	発泡スチロール類	<p>家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材など</p> 

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)

ごみの適正な分別にご協力ください
 (資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル) の出し方について)



市民の皆様へ



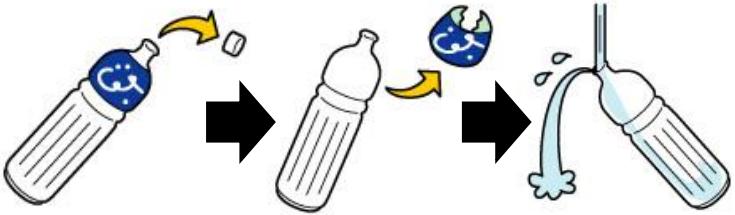
日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル) の適正な分別について、多くの皆様にご協力いただいているところですが、資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル) の更なるリサイクル推進のため、今一度ご確認いただき、ごみの適正な分別について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ごみの分別方法について、本件に関わらず不明な点等ございましたら、お手数をおかけしますが下記担当までお問合せさせていただきますようお願いいたします。

資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル) の分別方法について

品目	主な製品	分別における注意点
缶類	飲料缶類・缶詰缶類・スプレー缶など 	○飲料缶類・缶詰缶類は、 <u>中身を残さず水洗い</u> をしてください。  ○カセットボンベ・スプレー缶は、 <u>必ず使い切り</u> 、火気のない風通しの良い場所で <u>穴をあけガスを抜いて</u> ください。 ○つぶさずに原形のまま指定袋に入れて、収集日に集積所に出してください。
びん類	飲料類びん・調味料びん・化粧びんなど 	○ <u>中身を残さず水洗い</u> をしてから、指定袋に入れて、収集日に集積所に出してください。  ○割れてしまい、危険であったり、元が何のびんが分からないものは、 <u>金属製の箱などに入れ危険と表示し、不燃ごみ</u> で出してください。

品目	主な製品	分別における注意点
ペット ボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用など 	 <p>ラベルの部分や、底部に<u>材質表示マーク</u>があるペットボトルのみが対象となります。</p> <p>○<u>キャップとラベルは必ず外し、中身を残さず水洗い</u>をしてから、つぶさずに原形のまま指定袋に入れて収集日に集積所に出してください。</p>  <p>○ペットボトルから外した<u>プラスチックキャップとラベルは、「容器包装プラスチック」の指定袋に、金属キャップの場合は「資源ごみ」の指定袋</u>に入れて出してください。</p>

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)

ごみの適正な分別にご協力ください (不燃ごみ・有害ごみの出し方について)



市民の皆様へ

日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

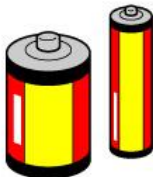
近年、リチウムイオン電池が原因による発煙・発火が全国で頻発しております。

幸いにも、本市では、処理施設の受入停止には至っておりませんが、不燃ごみのなかに混入している事例が確認されております。



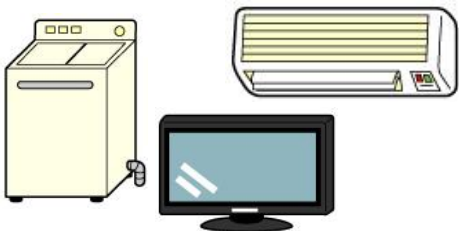
そこで、不燃ごみ・有害ごみの出し方について、ご紹介いたしますので今一度ご確認いただきごみの適正な分別にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

不燃ごみ・有害ごみの分別方法について

品目	主なもの	分別における注意点
小型家電製品類	ドライヤー、電子レンジ、ラジオなど 	<u>不燃ごみ専用袋に入るものが対象となります。</u> 専用袋に入らないものは、 <u>粗大ごみ</u> となりますので <u>環境センターに直接持込</u> いただくか、 <u>粗大ごみの戸別収集</u> をご利用ください。また、家電製品で乾電池を使用している機器は取り外してから出してください。
金属類	やかん、フライパン、包丁など 	包丁などは、金属製の箱など危険のないようなものに入れ「危険」と書き <u>不燃ごみ専用袋に入れて</u> 出してください。
陶磁器類	皿、土鍋など 	割れてしまった皿などは、金属製の箱など危険のないようなものに入れ「危険」と書き <u>不燃ごみ専用袋に入れて</u> 出してください。
ガラス類	灰皿、花瓶などのガラス調度品 	割れたガラスなどは、金属製の箱など危険のないようなものに入れ「危険」と書いて、 <u>不燃ごみ専用袋に入れて</u> 出してください。

ライター類	ライターなど 	そのまま捨てると残っているガスが原因で、ごみ収集車や処理施設で火災が発生するおそれがありますので、必ず使い切るか、残ったガスを抜いてから不燃ごみ専用袋に入れて <u>不燃ごみの日</u> に出してください。
蛍光灯	蛍光灯 	購入時の箱に入れるか、不用な紙で包むなど、危険のないように <u>有害ごみの日</u> に出してください。
乾電池	乾電池（マンガン・アルカリ・リチウム） 	+極、-極をセロテープやビニールテープでおおい絶縁し、指定袋の外袋に入れるか、ビニール袋などに「乾電池」と書いて <u>有害ごみの日</u> に出してください。

市で収集しないごみの処分方法について

小形充電式電池	小形充電式電池（ニカド電池・ニッケル電池・リチウム電池・小型シール電池） 	<u>小形充電式電池は、市では収集しません</u> ので、お近くの電気店、スーパーマーケット、ホームセンターなど「リサイクル協力店」で回収していますので、設置している黄色の「リサイクルBOX」に出してください。
パソコン	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイなど 	<u>パソコンは、市では収集しません</u> ので、 <u>一般社団法人パソコン3R推進協会</u> で処分方法を確認し処理してください。 問合せ先 <u>03-5282-7685</u>
家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機、エアコン・室外機、テレビ（ブラウン管・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫 	「家電リサイクル法対象品目」となりますので、 <u>家電販売店または家電リサイクル券センター（0120-319640）</u> でリサイクル料金をご確認のうえ、お近くの郵便局でリサイクル券を購入し、市の許可業者に依頼するか、 <u>直接引取場所（房州物流（株）木更津営業所（0438-36-1814）</u> に持ち込んでください。

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illustration/index.html>)